

瀬戸市農業委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和6年9月24日(火) 午後2時から午後2時30分
2 開催場所 瀬戸市役所大会議室
3 出席委員

農業委員

- 1番 伊藤 憲昭
2番 井上 俊英
3番 小澤 早由里
4番 加藤 卓夫
5番 作石 正太郎
6番 高島 八十三
7番 武田 晴光 欠
8番 長江 和春
9番 中村 征実
10番 藤井 義廣
11番 矢野 洋三
12番 横道 厚子

農地利用最適化推進委員

- 1番 磯村 幸成
2番 江尻 雅之
3番 大澤 憲男
4番 加藤 晴次
5番 藤田 茂夫
6番 前田 晴美
7番 松原 清
8番 山田 泰司

(出席 19 欠席 1)

4 議事日程

- | | | |
|--------|-------------------------------|-----|
| 第57号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請について | 1 件 |
| 第58号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請について | 1 件 |
| 第59号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 1 件 |
| 第60号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 1 件 |
| 第61号議案 | 農用地利用集積計画の変更について | 1 件 |
| 報告第27号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について | 1 件 |
| 報告第28号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について | 6 件 |
| 報告第29号 | 農用地利用集積計画の権利の移転について | 1 件 |
| 報告第30号 | 現況証明願出書について | 1 件 |

議長

ただ今より瀬戸市農業委員会9月定例会を開会いたします。

本日の議題は、配布してあります議案書のとおりでございます。

なお、農業委員の7番 武田 晴光（たけだ はるみつ）委員 より、欠席の連絡が入っております。

議長

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。慣例により議長が指名することになっておりますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声、多数あり）

議長

ご異議なしと認めます。よって、本日の議事録署名委員は、

10番 藤井 義廣（ふじい よしひろ）委員、

11番 矢野 洋三（やの ようぞう）委員を指名いたします。

（第57号議案）

議長

これより議事に入ります。それでは「第57号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、登記地目が宅地、現況地目が畑の1筆で面積は138.11㎡です。当該農地は、特に耕作予定がなく管理に苦慮していたところ、規模拡大を希望していた受人と話がまとまり、本申請に至りました。受人は、すでに家族とともに申請地の近くで耕作を行っているため通作条件も問題なく、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいております。以上の点から、農地を取得するための要件を満たし、許可できるものと考えます。

第57号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第57号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

山田委員 登記地目が宅地とありますが、何を耕作されるのでしょうか。耕作できる状況でしょうか。

事務局 現況地目が畑で、すでに耕作をされています。建物等もない状況です。

磯村委員 登記地目が宅地の場合も農地法の申請が必要なのでしょうか。

事務局 必要です。登記もしくは現況地目が農地だと必要となります。

議長 課税地目が農地ですと、農地法の申請が必要です。

磯村委員 今回は調整区域ですが、同様の状況だと市街化区域でも申請が必要ということですか。

議長 必要です。

議長 他にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第57号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第57号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第58号議案)

議長 続きます「第58号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記・現況地目がともに田の1筆で面積は271㎡です。当該農地は、特に耕作予定がなく管理に苦慮していたところ、規模拡大を希望していた受人と話がまとまり、本申請に至りました。受人は、すでに申請地の近くで耕作を行っているため通作条件も問題なく、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいております。以上の点から、農地を取得するための要件を満たし、許可できるものと考えます。

第58号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第58号議案について、ご質疑はございませんか。

高島委員 何を作られるのでしょうか。事務局の説明で水稻なのか、畑なのか言っただけだとイメージしやすいのですが。

事務局 畑で、季節野菜を作られる予定です。

議長 他にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第58号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第58号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第59号議案)

議長 続きまして、「第59号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記地目、現況地目共に畑の1筆で、筆の面積は2,448㎡ですが、事業面積は1,329.2㎡で、目的は太陽光発電設備の設置です。なお、農地転用許可後に分筆予定で、測量が完了しております。

立地基準は、他の第3種・第2種農地に該当せず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地に該当します。

申請地の周辺は、北が道路、東と南が畑、西は申請地の残地で宅地です。

排水は雨水のみで、南側及び西側に新設側溝と集水柵を設置し、既存側溝に接続した後、西側道路側溝へ排水します。

近隣農地への影響については、西側に小堤を設け、四方にフェンスを設置し、土砂等の流出を防止します。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。

第59号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第59号議案について、ご質疑はございませんか。

藤井委員 1,000㎡を超えていますので、土地利用調整条例が必要だと思いますが、出ていますか。また、農地法の申請と土地利用調整条例の順番はどちらが先ですか。

事務局 順番は土地利用調整条例が先で、そちらが完了してから農地法の申請に進みます。

藤井委員 土地利用調整条例において、地元への周知義務があるかと思いますが、どのような結果だったか等、把握されていますか。

事務局 条例に基づく周知は完了しています。なお、農業委員会として説明会に参加する等しておりませんので、担当部署から、周知完了の旨を聞いているという状況です。

藤井委員 以前、土地利用調整条例において、地元の一部の方のみの判断で周知完了と認め、他の方が知らなかった、ということがあったと聞いており、事務局にも共有しましたが、その話はどうなりましたか。

事務局 担当部署には情報共有をしています。本日また話題にあがったということで、改めて担当部署に共有したいと思います。

高島委員 今後、このように話題となったことについて、事務局が担当部署と共有や協議をした経過や結果をフィードバックしていただけるとよいかと思います。

事務局 今後、経過報告をさせていただきます。

議長 他にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。
第59号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第59号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第60号議案)

議長

続きまして、「第60号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、登記地目、現況地目共に畑の1筆で、面積は348㎡、目的は資材置場及び駐車場です。立地基準は、他の第3種・第2種農地に該当せず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地に該当します。申請地の周辺は、北と東が道路、西が一体利用地の雑種地、南が雑種地です。

近隣農地への防除については、農地がないため問題ありません。排水は雨水のみで、北側と東側に素掘り側溝と集水柵を新設し、既設排水溝に接続した後、台六川へ排水します。

なお、本件は以前から別の事業者が駐車場及び資材置場として利用していたため、始末書が提出されています。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。第60号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第60号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第60号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 続きまして、「第61号議案 農用地利用集積計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 本件は、農地の利用権を設定するため、貸し手および借り手の双方から農用地利用集積計画が瀬戸市長宛に提出されたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律により瀬戸市長から本農業委員会に協議の申し出があったものです。

受人について、今回は他に実績等のない方でしたので、先日担当農業委員さんと面談を行い、利用権設定を行うことに支障ないと判断いただき、本申請に至りました。以上より、農用地利用集積計画の変更につきましては、耕作放棄地予防の観点からも承認できるものと考えられます。なお、公益財団法人愛知県農業振興基金を通じ貸付けることとするもので、面積等は記載のとおりとなります。

第61号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第61号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第61号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(報告事項)

議長 続きまして、報告事項に移ります。一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第27・28号 農地法第4条第1項第7号の届出については1件、農地法第5条第1項第6号の届出については6件ありました。面積等は記載のとおりです。

報告第29号 農用地利用集積計画の権利の移転について、件数としては1件、筆としては11筆、届出がありました。新たに権利を受ける方は、すでに同地区で耕作をされている方で、特に問題はありません。

報告第30号 現況証明願出書については1件ありました。面積等は記載のとおりです。

報告事項につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。報告事項について、ご質疑等はありませんか。

(質疑なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

本日付議されました案件は全て議了いたしました。
これにて、瀬戸市農業委員会9月定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。